

47 障害者の雇用促進

提出先 厚生労働省

【提案項目】

障害者の雇用の拡大を図るため、次の措置を講じること。

- 1 障害者就業・生活支援センターの充実
障害者就業・生活支援センターにおける実施体制の充実を図ること。
- 2 試行雇用奨励金の支給対象の拡大
試行雇用奨励金の支給対象を無料職業紹介事業による場合にも拡大すること。

【提案理由等】

- 1 障害者就業・生活支援センターについては、国は全ての障害保健福祉圏域へ設置することを目指しており、本県においては、既に8圏域全てに設置されている。
同センターの就業支援に関しては、担当者2名の配置を基本に圏域の人口規模等を勘案し加配されることとなっており、一部のセンターについては、既に各1名が加配されているところである。
しかしながら、人口規模の大きい本県においては、同センターが圏域の障害者就業支援を担っていくには未だ不十分であるため、同センターへの加配を促進するなど実施体制の充実を図ることが必要である。
- 2 障害者の業務遂行可能性や適性等を見極めるために一定期間試行雇用（トライアル雇用）として、公共職業安定所に求職申込をしている者を公共職業安定所の紹介により雇い入れた事業主に対しては、国からの給付金である試行雇用奨励金が支給される。
しかしながら、神奈川県障害者就労相談センターが行っている職業安定法第33条の4に基づく無料職業紹介事業による場合は、試行雇用奨励金の支給対象外となっているので、トライアル雇用を活用した障害者の雇用促進を図るため、支給対象とすることが必要である。